

市有地一般競争入札案内書

(公 告 第 28 号)

駒ヶ根市 総務部 財政課

〒399-4192 長野県駒ヶ根市赤須町 20 番 1 号

TEL 0265-83-2111(内線 254)

<http://www.city.komagane.nagano.jp/>

入札参加申込みから所有権移転登記までの流れ

① 入札申込み



- 「一般競争入札参加申込書」及び添付書類を、駒ヶ根市役所財政課へ提出してください。
- 各様式は財政課窓口へお越いただくかホームページからダウンロードしてください。
- 申込みは財政課窓口へ持参していただくか、郵送してください。

② 入札・開札



- 定められた日時に入札会場へお越しください。
- 入札書と印鑑(実印)をお持ちください。※印鑑は入札書の訂正に必要です。
- 代理人の場合は委任状が必要です。
- 最低売払価格(分譲価格)以上の最高の価格をもって入札した方を落札者とします。

③ 契約保証金の納入



- 契約保証金の額は、契約額の10%です。納付書に記載の納入期限までに金融機関窓口から納入してください。
- ※契約保証金は売買代金に充当することができます。ただし、売買代金の全額が期限までに納入されない場合、契約が解除され、納入された契約保証金は駒ヶ根市に帰属することとなりますのでご注意ください。

④ 売買契約の締結



- 契約保証金の納入確認後、売買契約を締結します。
- 契約書は市が用意します。契約書に貼付する収入印紙は買受人の負担となります。

⑤ 売買代金の納入



- 納付書に記載の納入期限までに金融機関窓口から納入してください。

⑥ 所有権移転登記



- 売買代金全額の納入確認後、市が所有権移転登記の手続きを行います。
- 所有権移転登記にかかる登録免許税(収入印紙)は買受人の負担となります。
- 所有権移転登記が完了しましたら登記識別情報通知(権利証)をお届けします。
- 登記識別情報通知(権利証)の受領書をお送りください。

手続完了です。

詳しくは以下の「市有地一般競争入札売払要領」をご覧ください。

市有地一般競争入札売払要領

1 売買物件

- (1) 物件の名称 土地
- | | |
|-----------|------|
| ①赤須ヶ丘タウン | 22区画 |
| ②馬住ヶ原住宅団地 | 1区画 |
| ③福岡住宅団地 | 1区画 |
| ④南の原地区 | |
| ⑤経塚 | |

- (2) 物件の内訳及び最低売却価格(分譲価格)

別紙 「売却地一覧表」、
「物件概要書」(画地別)

2 売り払いの条件

- (1) 売買物件(以下、本物件)を現況有姿により売払います。

- (2) 次の用途に供しないことを条件とします。

- ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項各号に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第11項に規定する接客業務受託営業の用途(これらの用途に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転すること若しくは第三者に貸すことを含む。)
- ②暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(その団体の構成員等を含む。)が使用する用途(これらの用途に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転すること若しくは第三者に貸すことを含む。)
- ③前号に掲げるもののほか、公序良俗又は公共の福祉に反する用途

3 入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている方で、指定する日時までに、一般競争入札参加申請書及び指定する添付資料を提出し、駒ヶ根市長による入札参加資格の確認を受けた個人又は法人とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4(一般競争入札に参加することのできない者を定めた規定)に該当しない方。
- (2) 現住所地において税の未納額がない方。
- (3) 駒ヶ根市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でない方。

4 入札参加申込みの手続き

- (1) 申込みの受付

- ①期 間 令和6年4月1日(月)から令和6年4月19日(金)まで(閉庁日を除く)
- ②時 間 午前8時30分から午後5時15分まで
- ③場 所 駒ヶ根市役所 総務部 財政課 契約財産係(駒ヶ根市役所本庁舎2階)
〒399-4192 長野県駒ヶ根市赤須町20番1号
電話 0265-83-2111(内線254、255)

- (2) 申込み方法

- ①持参又は郵送によることとします。
- ②郵便による申込みの場合は、期限までに配達されるよう十分注意してください。
※FAXや電子メールによる申込みはできません。

(3) 提出書類(各1通)

【個人の方】

- ①一般競争入札参加申込書(様式1) ②誓約書(様式2) ③住民票
- ④印鑑証明書 ⑤住所地の市区町村税の完納を証明する納税証明書

【法人の方】

- ①一般競争入札参加申込書(様式1) ②誓約書(様式2) ③印鑑証明書
- ④登記事項全部証明書(履歴事項又は現在事項)
- ⑤法人の市区町村税の完納を証明する納税証明書

【注意事項】

- ①一般競争入札参加申込書(以下、申込書)及び誓約書は、財政課窓口まで取りにお越しいただくか、駒ヶ根市ホームページからダウンロードしてください。
- ②申込書に記載された方の氏名が、売買契約締結及び所有権移転登記の名義となります。
- ③住民票は、申込書に記載された方のものとします。
- ④申込書及び誓約書以外の書類については、発行後3ヶ月以内のものとしします。
- ⑤申請書及び誓約書には実印を押印してください。
- ⑥共同でお申し込みの場合は、共同者についても同様の書類が必要です。持分割合も表記してください。

(4) 入札参加資格審査結果の通知

令和6年4月23日付「入札参加資格確認通知書」にてお知らせします。

(5) 入札の辞退

入札を辞退する場合は事前に理由を記載した辞退届を提出してください。(様式は問いません)

(6) 現地確認

現地説明会は行いません。入札参加申し込みにあたっては、現地確認を十分行ってください。ただし、場所が分からない場合はご案内しますのでお問い合わせください。

(7) その他

- ①申込書の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とします。
- ②入札の参加資格を有すると確認した後であっても、入札日までの間に入札参加資格を満たさないこととなった場合や虚偽の記載をしたことが明らかになった場合は、入札の参加資格を取り消します。
- ③入札の結果、落札者とならなかった方の申込み書類の内、証明書類については、写しを保管させていただきます、原本はお返しします。

5 入札及び落札者の決定方法

(1) 入札及び開札の日時及び場所

- ①日 時 令和6年5月8日(水) 午前10時00分から
- ②場 所 駒ヶ根市役所 第2会議室(本庁舎1階)
- ③開 札 同上(入札終了後直ちに駒ヶ根市職員が行います。)

(2) 入札書の記載方法等

- ①入札書は指定様式を使用してください。(様式3)
- ②入札書には購入希望金額を記載してください。

(3) 入札保証金

入札金額の100分の5以上の額とします。ただし、契約を締結しないこととなるおそれがないと認め

た方は免除します。免除の有無については、入札参加資格確認通知書に記載します。

(4) 落札者の決定

駒ヶ根市が定めた最低売却価格(分譲価格)以上の価格で、最高の価格をもって入札した方を落札者とします。なお、同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじ引きにより落札者を決定します。

(5) 入札に係る注意事項等

- ①必ず入札時刻までに会場にお越しください。入札開始後は入場できません。
- ②郵便、電子メール等、指定した日時及び会場によらない入札はできません。
- ③入札は代理人でも行うことができます。その場合は、入札時に委任状を提出してください。

6 契約締結と売買代金の納付

(1) 契約締結

- ①落札者には、入札が終了した後に、契約に必要な書類をお渡します。
- ②契約書は駒ヶ根市の指定様式とします。
- ③契約の締結は、令和6年5月22日(水)までとします。
- ④正当な理由無く契約をされない方は、今後駒ヶ根市が行う同様の入札に参加できなくなります。また、契約締結期限までに契約を締結しない場合、落札は無効とし、入札保証金は市に帰属します。

(2) 契約に要する費用

契約書に貼付する収入印紙代は買受者の負担とします。

(3) 契約保証金及び売買代金の納付

- ①契約締結時に契約保証金として契約金額の100分の10以上(円未満切り捨て)の契約保証金を駒ヶ根市が発行する納入通知書により納付していただきます。
- ②売買代金は一括支払いとし、駒ヶ根市が発行する納入通知書により、契約書に記載する期日(原則として契約締結後30日以内)までに納付していただきます。
- ③契約保証金は、売買代金に充当することができます。
- ④売買代金が期限までに納付されない場合は契約を解除します。この場合、契約保証金は駒ヶ根市に帰属します。

(4) 危険負担

契約を締結した時点で、本物件に係る危険負担は買受人に移転します。契約締結から引渡しまでの間に、本物件が駒ヶ根市の責に帰すことのできない事由により滅失又はき損した場合には、駒ヶ根市に対して売買代金の減額等を請求することはできません。

(5) 契約不適合責任

契約締結日以後、売買物件に数量の不足その他契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、売買代金の減額、損害賠償の請求及び契約の解除をすることはできません。ただし、本契約が、消費者契約法(平成12年法律第61号)の適用を受ける場合を除きます。

7 物件の引渡し

(1) 売買代金の全額が支払われたとき、所有権は買受人に移転するとともに、本物件を引渡します。

(2) 引渡しの条件

- ①本物件は落札者が売買代金を納付した時点における現況有姿で引渡します。物件情報などの記載内容と、実地に符合しない事項が本物件にあることを発見しても、それを理由として契約の締結を拒んだり、落札の無効を主張したり、売買代金の減額等を請求することはできません。
- ②土地の面積は登記面積とします。
- ③本物件引渡し後の本物件に係る一切の費用は買受人の負担とします。

8 所有権移転登記等

- (1) 本物件の引渡し後、駒ヶ根市が所有権移転登記の手続を行います。
- (2) 所有権移転登記に必要な次の書類等を買受人に用意していただきます。
 - ① 売買代金支払い時の領収書写し
 - ② 登録免許税(収入印紙) ※登録免許税の税額については別途お知らせします。
- (3) 申込書に記載された名義で所有権移転登記を行います。
- (4) 登記完了後、登記識別情報通知(権利証)をお渡しします。その際、登記識別情報通知(権利証)の受領書に認印をいただきます。
- (5) 所有権移転登記が済みますと、不動産取得税及び固定資産税が課税されます。詳しくは下記までお問い合わせください。
 - ① 不動産取得税 長野県南信県税事務所(上伊那合同庁舎2階)
電話 0265-76-6805(直通)
 - ② 固定資産税 駒ヶ根市総務部税務課(本庁舎1階)
電話 0265-83-2111(内線276~278)

—問い合わせ先—
駒ヶ根市 総務部 財政課
契約財産係
TEL 0265-83-2111 (内 254, 255)
FAX 0265-83-4348
mail:keiyaku@city.komagane.lg.jp